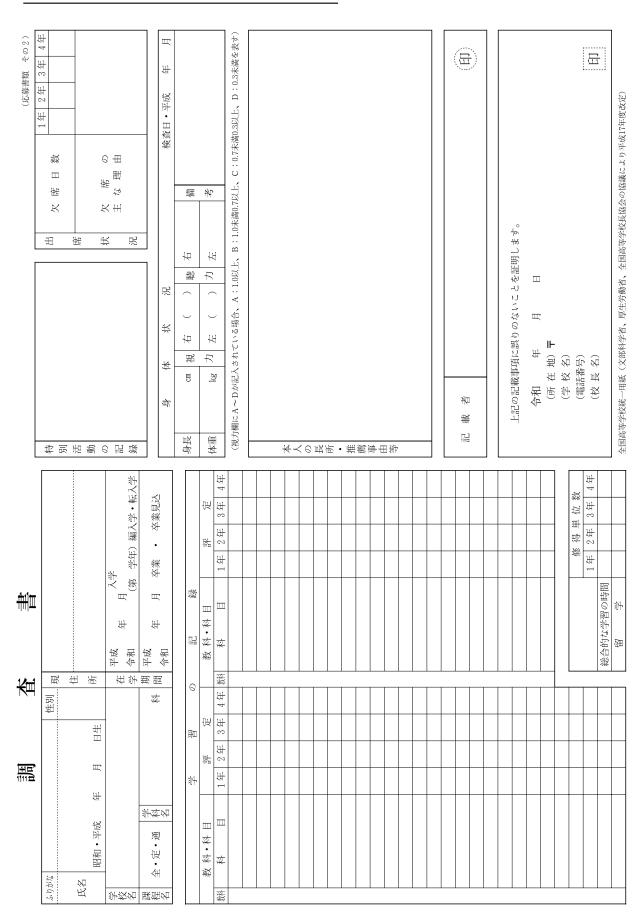
(8) 全国高等学校統一応募用紙(履歴書)

									(応募書類 そ	€01)
	履	树					取得年月		資格等の名称	
			今和 4	年 月 日現在	写真をはる位置	愆				
ふりがな				性別	(30×40mm)					
五						ね				
生年月日	昭和·平成	年	月 日生	(満 歳)		掛				
ふりがな										
	ı⊢									
現住所						賴		校内		
ふりがな						世				
	I⊢					• #		の誰		
連絡先						† 技		浜動		
(連絡先欄は身	 (連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)	う望する場合のみ記 、	入すること)							
	平成 令和 年	H			高等学校入学	Ηą				
	平成 年令和	Я				\$H 6				
· 性	平成 年令和	H								
• 難 i	平成 年令和	H				鰲				
ᆋ	平成 令和 年	H								
	平成					#				
	令和 年	<u> </u>				析				
(職歴にはい	 (職歴にはいわゆるアルバイトは含まない)	きまない)				全国高等学	全国高等学校統一用紙(文部科学省、厚生労働省、全国高等学校長協会の協議により平成17年度改定)	全国高等学	交長協会の協議により平成17年度改定)	

(9) 全国高等学校統一応募用紙 (調査書)



(10) 選考期日通知書 参考文例

事業所 → 学校 → 生徒

※参考文例

選考期日通知書

学校名

氏 名

殿

あなたの採用選考を下記のとおり実施しますので、通知します。

記

1 日 時 令和 年 月 日() 時 分から

2 場 所

3 持参する物

4 その他

令和 年 月 日 所在地 事業所名

代表者氏名

印

※応募書類を受理したらすぐに、選考の日時、場所等を必ず学校を通じて本人へ文書で連絡してください。

(11) 採用内定通知書 参考文例

事業所 → 学校 → 生徒

採用内定通知書

※参考文例

学校名

氏 名

殿

あなたを、当社の従業員(職種) として採用することといたしました ので通知します。

なお、入社の時期は、 月 日ころを予定していますが、詳しくは後日連絡します。

令和 年 月 日 所在地

所任地 事業所名

代表者氏名

印

※採否はできるだけ即決とし、学校を通じて遅くとも7日以内に本人に通知してください。

(12) 選考結果通知書 参考文例

事業所 → 学校 → 生徒

※参考文例

選考結果通知書

学校名 氏 名

殿

先日は弊社の面接選考試験にご来社いただきありがとうございました。 慎重に選考いたしました結果、誠に残念ながら今回は採用を見送らせていただく ことになりましたことをご通知いたします。

貴重な時間を割いてお越しいただいたにもかかわらず、ご期待に添うことができませんでしたが、なにとぞご了承下さいますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴殿の今後のご健闘をお祈り申し上げます。

令和 年 月 日 所在地 事業所名 代表者氏名

印

※不採用者の応募書類はご返却ください。

採否はできるだけ即決とし、学校を通じて遅くとも7日以内に本人に通知してください。

(13) 入社承諾書 参考文例

事業所 → 学校 → 生徒 → 学校 → 事業所

※参考文例

入社承諾書

(事業主) 様

このたび、貴社に採用が内定されましたので、卒業のうえは就職することを 承諾します。

> 令和 年 月 日 現住所

氏名

印

保護者

印

※入社承諾書については、事業所の一方的な解約権等をつけないでください。

(14) 労働条件通知書(見本)

日給 (円) 円、保障給 円) (賃金等級等	() () () () () () () () () ()	無) ・ 無) 日以上前に届け出ること) 条~第 条 原保険 厚生年金基金 その他 ())	※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。 労働契約法第18条の規定により、有期労働契約(平成26年4月1日以降に開始するよ の)の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者か ら申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない 労働契約に転換されます。ただし、有期雇用特別措置法による特例の対象となる場合 は、この「5年」という期間は、本通知書の「契約期間」欄に明示したとおりとなり ます。 以上のほかは、当社就業規則による。
月給(円)、ロ 日給(時間給(円)、 出来高給(基本単価 円、保障 その他(円) 就業規則に規定されている賃金等級等	諸手当の額又は計算方法 ロ (手当 円 / 計算方法: ハ (手当 円 / 計算方法: ハ (手当 円 / 計算方法: ニ (手当 円 / 計算方法: 所定時間外、	(((((((((((((((((((Fは、「契約期間」について「期間の定めあり」 働契約社第18条の規定により、有期労働契約 (3 の契約期間が通算5年を超える場合には、労働員 込みをすることにより、当該労働契約の期間の3 契約に転換されます。ただし、有期雇用特別指 この「5年」という期間は、本通知書の「契約1 。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
1	2	1 定年制 (2 雑総雇用制度 3 自己都合基職 4 解雇の事由及 4 解雇の事由及 ○詳細は、 2 業機 ・ 社会保険の加入・ 企用保険の適用・ その他 (5 を) を)	※以下は、「契約期間」につい 労働契約法第18条の規定に の)の契約期間が重第 5年を 5年込みをすることにより、 労働契約に転換されます。た は、この「5年」という期間 ます。 は、当社就業規則による。
御		込職に関する 中国 ター・ ター・ の 化 ター・ の 化	以上のほかは、労働条件通知書

(美)

機・ ・

求人票のインターネットによる公開について

ハローワークで受理した高卒求人については、平成14年度から、高校の進路指導部に対して、インターネットにより情報提供をしております。

そのため、従来からもあったと思いますが、会社が推薦依頼をしていない高校から応募者が出る場合もあります。応募の際には、事前に高校から応募が可能か否かの問い合わせが会社にあります。依頼校ではないからという理由だけで拒否をせずに、同様に選考対象としていただくようお願いします。なお、インターネット非公開は、原則として推薦校を指定した求人のみとしています。

高等学校便覧(全国の高等学校名簿)がインターネットでダウンロードできます

県内外の高等学校へ求人連絡をする場合、「高等学校便覧」を活用くださると便利です。「高等学校 便覧」には、学校所在地・学科・前年度卒業者数・前年度就職者数・今年度卒業予定者数が載ってい ます。

「高卒就職情報WEBサービス」ホームページ(https://koukou.gakusei.hellowork.mhlw.go.jp/)の「全国高等学校便覧」を選択してください。

応募前職場見学の実施に御協力ください

生徒が、応募前に職場を見学することにより、実際の仕事や職場への理解を深め、応募先企業を自 ら選定・確認できるよう「応募前職場見学」の実施をお願いします。

企業や仕事の説明、仕事場や施設の見学などを計画していただける事業主の皆様には、求人申込書 提出の際に「応募前職場見学欄」の「可」にチェックしていただき、特定予定日を設定する場合は補 足事項欄への記入をしていただくようお願いします。

なお、実施予定日は、夏休み期間等学事日程の影響等の少ない時期・日時で計画されますよう御協力ください。

<実施にあたっての留意事項>

応募前職場見学は、あくまでも生徒が仕事というものに対しての正しい知識を得るため、あるいは、適切な職業選択をするために行うものです。事前選考とならないよう、次の点に注意して実施されますようお願いします。

- ○学校から提出される「職場見学のお願い(次頁参照)」以外の書類(応募書類・履歴書・自己紹介書等)の提出や記入を求めないでください。
- ○採用選考につながる質問や生徒個人に関する質問、内定と受け取られるような話をしないように してください。
- ○「職場見学」の趣旨を御理解いただき、参加しなかった生徒に対し「意欲がない」等の理由をつけ不採用にすることのないようにしてください。
- ○早期離職防止の観点からも、生徒には複数の企業を見学し、よく話を聞いてくるよう指導しています。このため、他社にも見学に行ったことをマイナス評価としないようにしてください。

様式17

令和 年 月 日

(事業所名)

人事担当者 殿

(学校名) 学校長 連絡先電話番号 連絡先教諭名

職場見学のお願い

この度、下記の生徒が、貴社の見学を希望していますので、受入方よろしくお願いします。

課程•科	生	徒	氏	名	希望職種

《お願い》

職場見学は、生徒が応募先を決定するのに先立って、実際の仕事や職場への理解を深めるために行うものです。

そのため、職場見学の受け入れに当たっては、採用選考とならないよう次についてご留意いただくようお願いいたします。

- ○応募書類をはじめとして生徒に書類の提出を求めないでください。
- ○採用選考に直接つながる質問をしたり、内定と受け取られるような話しをしないようにしてください。

職場見学をその後の就職指導に役立てるため、職場見学確認書に貴社の人事担当者の署名をいただいて帰るよう生徒に指導しています。誠に恐縮ですが、別紙の確認書にご記入の上、生徒にお渡しくださるようお願いいたします。

(注) この書類は、職場見学の際に学校から提出されるものです。

通信制サポート校・新設校等への求人連絡をお願いします

近年、初めて卒業者を出した高等学校及び初めて卒業生が出る予定の通信制サポート校・新設高等学校は、求職動向などが十分知られていないことなどの理由で、既設の高等学校に比べ求人数が少なくなる傾向にあります。

このような状況のもとでは、計画的な進路指導、とりわけ生徒の適正な職業選択が困難となるだけではなく、求人者にとっても採用の機会を狭めることになりますので、決して好ましいものではありません。

ハローワークでは、就職希望者により広く応募のチャンスをと願っており、また、それを方針としているところです。

つきましては、求人対象校を特定の高等学校に限定することなく、幅広く検討いただき、サポート 校・新設校等へも積極的に求人を連絡されるようお願いします。

高校生の複数応募・推薦について

採用選考日が11月1日以降の場合、高校生は1人2社まで応募・推薦ができることになっています。(平成16年度から実施)※都道府県毎で取扱いが異なります。

新規高卒者の応募・推薦のあり方については、教育機関と企業及び職業安定機関で開催する新潟県 高等学校就職問題検討会議において申し合わせを行っています。

なお、企業は採用選考結果を応募者(生徒)へ<u>原則として7日以内</u>(ですが、できるだけ早めが望まれます。)に通知することとし、また生徒は入社承諾書の提出を<u>7日以内(企業が7日以上の期日を指定した場合はその期日までとする。)</u>にすることとする等の通知期限を設けて行うことになっています。

(参考:前年度)

高等学校卒業予定者の就職問題に関する申し合わせ

新潟県高等学校就職問題検討会議において、高等学校卒業予定者の応募・推薦について下記の とおり申し合わせを行うこととする。

令和元年度卒業予定者について、下記のとおりとする。

令和元年度新潟県高等学校就職問題検討会議確認事項

令和2年3月新規高等学校卒業予定者の企業への応募・推薦については、令和元年10月31日までは従来どおり1人1社とし、採用選考日が11月1日以降は1人2社まで応募・推薦を認めることについて、下記事項を確認するものとする。

1 応募・推薦について

(1) 対象となる生徒

複数応募できる対象者は、10月31日までに採用が内定していない者とする。 ただし、10月31日までに採用試験を受け、採否結果がまだ出ていない者は対象外とする。

(2) 対 象 企 業 11月1日以降に採用選考を実施する全ての企業とする。

(3) 他都道府県への応募について

11月1日以降選考日の県外応募については、応募先都道府県の申し合わせ事項に基づくとともに、県内外を含めて受験できる企業数は、本県申し合わせ事項による2社以内とする。

(4) そ の 他

① 企業は、求人票に採用選考日の記載がない場合には、応募書類を受領した後、速やかに 採用選考日を学校を通じて生徒に通知することとし、採用選考結果については最終の採用 選考日から原則として7日以内に通知すること。

また、内定辞退者があった学校に対して、次年度以降も従来と同様に取り扱うこと。

② 生徒は、企業から採用内定通知が届いた時には、7日以内に入社承諾書を事業主へ提出すること。なお、企業が入社承諾書の提出期限を指定した場合はその期日までに提出すること。

入社承諾書を提出した生徒は、内定辞退や他社への応募は行わないこと。

また、入社承諾書を提出した生徒は、同時に、応募・受験している企業に対し採用内定辞退届又は応募取消届を提出すること。

2 「申し合わせ」の周知について

各公共職業安定所は、企業からの求人申込みの際、この「申し合わせ」を添付し、その趣旨の理解を図るものとする。

また、各高等学校等は、学校内の教職員はもとより、生徒への周知徹底を図るものとする。

令和元年5月8日

新潟県高等学校就職問題検討会議

就職慣行の見直しは、生徒が職業を選ぶ際の選択肢を増やすとともに、企業にとっても人材選択の幅が大きく広がることを意味します。

ぜひともこの申し合わせ事項の趣旨をご理解いただき、高校生の複数応募・推薦の円滑な実施に御協力ください。

(参考:前年度)

都道府県高等学校就職問題検討会議における申し合わせ等 (令和2年3月卒業者の応募・推薦について)

令和元年7月現在

		会和9年	2月	の応募・技	上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上	
都府	道県	① 1 人 4社制	2 当初から 複数可	③ 一定期日	後討中	備 考
北海	毎道			0		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。(ただし、就職面接会で応募する場合は期間にとらわれず2社以上応募可能とする。)
青	森			0		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。(ただし、 県外の企業に応募する場合は、応募先の都道府県の応募・推薦の申し合わせを適用する。)
岩	手			0		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人2社まで応募・推薦を 可能とする。
宮	城			0		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人3社まで応募・推薦を可能とする。(ただし、 県外の企業に応募する場合は、応募先の都道府県の応募・推薦の申し合わせを適用する。)
秋	田		0			当初から1人3社まで応募・推薦を可能とする(ただし、県内求人事業所に応募・推薦する場合に限る)。
山	形			0		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人3社まで応募・推薦を 可能とする。
福	島			0		9月中までは1人1社制、10月1日以降事業主の承諾を得た場合に限り複数の応募・推薦(原則2社まで)を可能とする。
茨	城			0		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。(ただし、就職面接会においては2社以上応募可能とする。)
栃	木			0		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人2社まで応募・推薦を 可能とする。
群	馬			0		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人2社まで応募・推薦を 可能とする。
埼	玉			0		9月中までは1人1社制、10月1日以降は、事業主の承諾を得た場合に限り複数の応募・推薦(原則2社まで)を認める。
千	葉			0		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人原則2社まで応募・推 薦を可能とする。
東	京			0		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。(ただし、道府県の企業に応募する場合は、応募先の応募・推薦の申し合わせを適用する。)
神系	奈川			0		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人2社まで応募・推薦を 可能とする。
新	潟			0		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。(ただし、県外の企業に応募する場合は、応募先の都道府県の応募・推薦の申し合わせを適用し、県内外を含め受験できる企業数は2社以内とする。)
富	Щ			0		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人3社まで応募・推薦を可能とする。(ただし、県外の企業に応募する場合は、応募先の都道府県の応募・推薦の申し合わせを適用することが望ましい。)
石	Л			0		10月中までは1人1社制、11月1日以降複数応募・推薦を可能とする。
福	井			0		9月中までは1人1社制、10月1日以降複数応募・推薦を可能とする。
山	梨			0		10月14日までは1人1社制、10月15日以降複数応募・推薦を可能とする。
長	野			0		10月15日までは1人1社制、10月16日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。
岐	阜			0		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。(ただし、県外の企業に応募する場合は、応募先の都道府県の応募・推薦の申し合わせを適用する。)
静	岡			0		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人3社まで応募・推薦を 可能とする。
愛	知			0		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。(ただし、県外の企業に応募する場合は、応募先の都道府県の応募・推薦の申し合わせを適用する。)

		令和2年	3月卒業者	の応募・打	推薦方法	
	道県	① 1 人 4社制	② 当初から 複数可	③ 一定期日 後複数可	検討中	備考
Ξ	重			0		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人2社まで応募・推薦を 可能とする。
滋	賀			0		9月中までは1人1社制、10月1日以降未充足求人に限り1人2社まで応募・推薦を可能とする。
京	都			0		10月15日までは1人1社制、10月16日以降1人2社まで応募・推薦 を可能とする。
大	阪			0		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人2社まで応募・推薦を 可能とする。
兵	庫			0		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。(ただし、 県外の企業に応募する場合は、応募先の都道府県の応募・推薦の申し合わせを適用する。)
奈	良			0		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人2社まで応募・推薦を 可能とする。
和哥	次山			0		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人2社まで応募・推薦を 可能とする。
鳥	取			0		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人2社まで応募・推薦を 可能とする。
島	根			0		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人2社まで応募・推薦を 可能とする。
岡	Щ			0		10月中までは1人1社制、11月1日以降複数応募・推薦を可能とする。
広	島			0		9月中までは1人1社制、10月1日以降複数応募・推薦を可能とする。
山	П			0		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人2社まで応募・推薦を 可能とする。
徳	島			0		10月15日までは1人1社制、10月16日以降1人2社まで応募・推薦 を可能とする。
香	Л			0		9月中までは1人1社制、10月1日以降複数応募・推薦を可能とする。(ただし、県外の企業に応募する場合は、応募先の都道府県の応募・推薦の申し合わせを適用する。)
愛	媛			0		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人2社まで応募・推薦を 可能とする。
高	知			0		9月中までは1人1社制、10月1日以降事業所の了解のもと1人2社まで応募・推薦を可能とする。
福	岡			0		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人2社まで応募・推薦を 可能とする。
佐	賀			0		10月中までは1人1社制、求人者の承諾を得た場合に限り11月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。
長	崎			0		10月14日までは1人1社制、10月15日以降複数応募・推薦を可能とする。
熊	本			0		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人2社まで応募・推薦を 可能とする。
大	分			0		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人2社まで応募・推薦を 可能とする。
宮	崎			0		10月中までは1人1社制、11月1日以降1人2社まで応募・推薦を 可能とする。
鹿児	見島			0		9月中までは1人1社制、10月1日以降1人2社まで応募・推薦を可能とする。(ただし、高校生のための就職面接会を通じた応募は複数応募可能とする。)
沖	縄		0			当初から1人3社まで応募・推薦を可能とする。(ただし、県外の企業に応募する場合は、応募先の都道府県の応募・推薦の申し合わせを適用する。)
合	計	0	2	45	0	